第1類 介護・訓練支援用具

障害児者の身体介護を支援する用具で利用者および介護者が容易に使用でき、実用性のあるもの

l/古	障害児者の身体介護を支援する用具で利用者および介護者が容易に使用でき、実用性のあるもの								
	種目	基準額 (円)	※手帳を持たない難	対 象 者 病患者等(注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	耐用 年数			
			次に該当する在宅の	D者	サノビールが取り仕げてもでものワけ				
			障害種別	要件	サイドレールが取り付けてあるもの又は 取り付けることが可能なものであって、次				
1-1	電動ベッド	156,900	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が下肢又は体幹機能障害2級以上の者	に掲げる機能のいずれかを有するもの ア 背部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能 イ 床板の高さが無段階に調整できる機能	8年			
			次に該当する在宅の	D者	探瘡を防止できる体圧分散機能を有す				
		25,300	障害種別	要件	るもの。				
1-2	体圧分散マット	既に褥瘡がある等 でエアーマットが 必要な場合	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が下肢又は体幹機能障害1級で, 常時介護を要する者	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットやゲル等からなる体圧分散機能を有するもの。	5年			
		120,200							
			次に該当する在宅の	D者					
			障害種別	要件					
1-3	特殊尿器	88,400	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が下肢又は体幹機能障害1級で, 常時介護を要する者	センサーで尿を感知し、真空方式で尿を吸引する採尿器。	5年			
			次に該当する在宅の	D者					
			障害種別	要件					
1-4	体位変換用クッション	15,300	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が下肢又は体幹機能障害2級以上で、体位変換等に当たって家族等他人の介助を要する者	介助者が障害児者の体位を変換させる際に使用するクッション。	5年			
	<u> </u>	次に該当する在宅の者		床走行式、固定式または据置式であり、					
			障害種別	要件	自力で移動や移乗が困難な身体障害児 者を身体もしくは車椅子ごと持ち上げる				
1-5	移動用リフト等	430,800	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が下肢又は体幹機能障害2級以上の者	有を身体もしくは単椅子こと持ち上げる 用具。(ただし、天井走行型リフトのような 取り付けにあたり住宅改修を伴うものを 除く。)	4年			
			L						

第2類 自立生活支援用具

障害児者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

	種 目 基準額 (円)		※手帳を持たない難	対 対 動力	† 象 者 注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	耐用年数		
			次に該当する在宅の	<u></u> の者					
			障害種別	要件		ا ٦			
		94,300	身体障害児者	手帳の降者	章害種別が下肢又は体幹機能障害の	入浴時の移動,座位の保持,浴槽への 入水等ための補助用具。ただし,設置に 当たり住宅改修を伴うものを除く。			
2-1	入浴補助用具		※「介助型浴槽」の はできない。	支給を受り	ナた者は、本種目の支給を受けること		5年		
			次に該当する在宅の	の者					
			障害種別		要件				
		介助型 浴槽 264,000	身体障害児者	以上のネ	章害種別が下肢又は体幹機能障害2級 者、かつ、入浴に介助を必要とし、自宅 D入浴が困難な者	入浴介助に特化した移動可能な浴槽で あり、介助者が容易に使用し得るもの。			
			※介助型浴槽以外 の支給を受けること		#助用具」の支給を受けた者は,本種目 い。				
			次に該当する在宅の	の者					
			障害種別		要件				
2-2	ポータブルトイレ等	23,400	身体障害児者	手帳の降は体幹を	章害種別・等級が下肢機能障害2級又 機能障害2級以上の者	持ち運び可能な簡易型トイレ。ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年		
			次に該当する者						
	-3 歩行補助つえ 4,500	障害種別		要件					
2-3		4,500	4,500	4,500	4,500	身体障害児者	手帳の降者	章害種別が下肢又は体幹機能障害の	T字状、棒状の一本つえで、身体を支える機能のあるもの(補装具費での支給対象を除く)。
			次に該当する在宅の	n *		おおむね次のような性能を有する手す			
				771	要件	り、スロープ等であること。			
2-4	移動•移乗支援用具	62,900	身体障害児者	手帳の降 能障害の	章害種別が平衡機能, 下肢又は体幹機	ア 障害児者の身体機能の状態を十分 踏まえたものであって、必要な強度と 安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、			
						移乗動作の補助,段差解消等の用具			
						ただし,設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く			
		36,750	次のいずれかに該	当する者			1		
			障害種別		要件				
	火製は	ただし, レディ メイドによる 製品について	身体障害児	者	手帳の障害種別が, 平衡機能, 下肢 又は体幹機能障害の者				
2-5		は	は	は		知的障害児	者		転倒等の衝撃から頭部を保護できるも の。
			精神障害者保健福交付を受けている者	1	てんかんの発作等により頻繁に転倒 する者				
			自立支援医療(精神療)を受給している						

第2類 自立生活支援用具

障害児者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

	種目	基準額 (円)	※手帳を持たない難	対 象 者 病患者等(注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	耐用 年数		
			次のいずれかに該当	当する在宅の者				
			障害種別	要件	 洗浄機能のついた便座。			
2-6	洗浄機能付便座	20,000	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が上肢機能障害2級以 上の者	取付にかかる工事費等は除く(和式便器から洋式便器への取り換え工事費等は	8年		
			重度知的障害児者	訓練を行っても自ら排泄後の処理が困難な者	別途住宅改修費を利用可能)。			
			次に該当する在宅の)者				
			障害種別	要件		1		
2-7	2-7 聴覚障害者用 屋内信号装置		身体障害児者	手帳の障害種別が聴覚障害で、日常生活上必要と認められる世帯に属する者	音, 音声等を視覚, 触覚等により知覚できるもの。	10年		
			次に該当する在宅の	1		/		
			障害種別	要件	高感度カメラで捉えた像を光を増幅させ	/		
2-8	暗所視支援眼鏡 (貸与)	33,000 (3カ月)	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害で、夜盲症のある 者	てディスプレイに明るい画像を投影できる、明暗、ズーム、コントラストの調整機能のあるもの。			
					用といめるもい。			

第3類 在宅療養等支援用具

障害児者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

	種 目	基準額 (円)	※手帳を持たない難	対 象 者 病患者等(注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	耐用 年数
			次に該当する在宅の			Ì
			障害種別	要件		
3-1	透析液加温器	51,500	身体障害児者	手帳の障害種別・等級がじん臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
			障害種別	要件		
3-2	ネブライザー (吸入器)	30,000	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が呼吸器機能障害3級以上,又は同程度の障害があり,必要と認められる者	液剤を霧化して気管支や肺に送るため の機器。	5年
			次に該当する在宅の	D.者		
			障害種別	要件		
3-3	吸引器	59,100	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が呼吸器機能障害3級以上,又は同程度の障害があり,必要と認められる者	口腔内、喉、鼻腔、気管、気管支等に溜まっているたんや唾液を吸い上げて体外に出す機器であり、日常的に用いるもの。	5年
			次に該当する在宅の	D者		_
	4 視覚障害者用体温計		障害種別	要件		
3-4		9,000	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害の者	音声ガイド機能等があり、視覚情報以外 の方法で測定値等を知ることができる体 温計。	5年
			次に該当する在宅の	D.考		
			障害種別	要件		
3-5	視覚障害者用体重計	16,500	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害の者	音声ガイド機能等があり、視覚情報以外 の方法で測定値等を知ることができる体 重計。	5年
			次のいずれかに該	当する在宅の者		_
			障害種別	要件		
	9,900	身体障害児者	手帳の障害種別が呼吸機能障害又は心臓機 能障害であって、人工呼吸器を使用、もしくは 在宅酸素療法をしている者 労作時の酸素飽和度(SpO2)が90%以下にな ることがあり、医学的管理が必要な者			
3-6	動脈血中酸素飽和度 測定器 (パルスオキシメーター)		重度の重複障害者	上記の項目と同程度の障害があり, 必要と認められる者	指先等に光を照射することにより非侵襲 的に動脈血中の酸素飽和度を測定でき るもの。	6年
		ただし、難病患者等で特殊な受信部分又はモニタリングが必要な場合				
		154,000				

第4類 情報・意思疎通支援用具

障害児者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

	種 目	種 目 基準額 (円)		対 象 者 推病患者等(注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	
			次に該当する者			
			障害種別	要件		
4-1	携帯用会話補助装置	98,800	身体障害児者	手帳の障害種別が音声機能又は言語機能障害の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換 する機器。	5年
			2) mm = 100 a	手帳の障害種別が肢体不自由で,発声・発語 に著しい障害を有する者		
			次のいずれかに該	当する者		
			障害種別	要件		
4-2	情報·通信支援用具	110,000	身体障害児者	手帳の障害種別·等級が上肢機能障害2級以 上又は手帳の障害種別が視覚障害の者	パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォンを使用するにあたり、障害 特性に応じて必要となる周辺機器やアプ	5年
	旧秋 起旧人场川大	110,000	読字障害児者	DAISY方式により記録された図書(以下「DAISY 図書」という。)の利用が適切である者	リケーションソフト。ただし、読字障害児者にあっては、DAISY図書の再生に必要なものに限る。	5#
			次に該当する者			
			障害種別	要件		
4-3	点字ディスプレイ	398,000	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害で、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
			次に該当する者			
			障害種別	要件		
4-4	点字器	10,780	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害の者	32マス、両面書き又は片面書きで、点筆によるもの。(基準額には点筆も含む)	5年
			次に該当する者			
			障害種別	要件	点字を表すためのタイプライター。6つの	
4-5	点字タイプライター	82,000	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害の者	点に応じたキーを押すことで、点字を打つことができるもの。	5年
			次のいずれかに該	<u></u> 当する者		
			障害種別	要件		
		録音再生機 85,000	身体障害児者	手帳の障害種別·等級が上肢機能障害2級以 上又は手帳の障害種別が視覚障害の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式等による録音並びにDAISY図書の再生が可能な機器。	
4-6	DAISY図書プレーヤー		読字障害児者	DAISY図書の利用が適切である者		6年
		再生専用機 48,000			音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY図書の再生が可能な機器。	

第4類 情報・意思疎通支援用具

障害児者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

	種目	基準額 (円)	※手帳を持たない糞	対 象 者 推病患者等(注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	耐用 年数
			次に該当する者			
			障害種別	要件	 内蔵されたカメラ等に読みたいもの(印	
4-7	視覚障害者用読書器	239,000	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害で、本装置により 文字情報等を得ることが可能になる者	N版されにカメラ寺に読みたいもの(印刷物等)を映すことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出す、又は音声で読み上げる機器。	8年
			次に該当する者			
			障害種別	要件		
4-8	視覚障害者用時計	18,700	身体障害児者	手帳の障害種別が視覚障害の者	音声, 触覚及び振動等の視覚情報以外 の方法で時間を知ることができる時計。	6年
			次に該当する在宅の	 の者		
			障害種別	要件	文字や図形を電気信号として電話回線	
4-9	ファクシミリ	17,800	身体障害児者	手帳の障害種別が聴覚障害, 音声機能, 言語機能障害の者でコミュニケーション, 緊急連絡等の手段として, ファクシミリ以外の方法がない者(原則として学齢児以上)	で送信することができ、又受信した電気信号を紙面に再現することができる機器。 なお、送受信機能以外に、コピー機能、スキャン機能等がある複合機は対象外とする。	5年
			次に該当する在宅の	の者		
	10 聴覚障害者用 情報受信装置		障害種別	要件	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児者	
4-10		88,900	身体障害児者	手帳の障害種別が聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	用番組や、テレビ番組に字幕及び手話 通訳の映像を合成したものを、画面に出 力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚 障害児者向け緊急信号を受信する機 器。	6年
			次に該当する者			
			障害種別	要件		
4-11	人工喉頭	笛式 8,100	身体障害児者	要件 手帳の障害種別が音声・言語機能障害で、喉 頭摘出を行った者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビ ニール等の管を通じて音源を口腔内に 導き構音化するもの。 (価格には気管カニューレを含む)	4年
	/\	電動式 70,100			顎下部などにあてた電動板を駆動させ経 皮的に音源を口腔内に導き構音化する もの。 (価格には専用電池及び充電器を含む)	5年
			次のいずれかに該	当する者		
			障害種別	要件		
4-12	視覚障害者等用図書	66,000 (年額) 年間6タイ	身体障害児者	手帳の障害種別・等級が上肢機能障害2級以 上又は手帳の障害種別が視覚障害の者	点字図書、大活字図書、DAISY図書。上 肢機能障害児者又は読字障害児者に あってはDAISY図書のみとする。	
		トル以内		1	1	1 <i>1</i>

第5類 排泄管理支援用具

障害児者の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

	種 目	基準額 (円)	※手帳を持たない勤	対 象 者 推病患者等(注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	耐用 年数
		消化器系 8,800	次に該当する者 障害種別 身体障害児者	要件 手帳の障害種別がぼうこう・直腸機能障害で、 尿路変更のストマ(膀胱ろう・腎ろうを含む)又 は腸管のストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製、プラスチックフィルム製のもの。別表3に掲げる付属品を含めることができる。(基準額はストマ造設箇所1か所あたり、付属品を含む月額とする)	
5-1	ストマ装具	尿路系 11,500	者について「5-2 紙を受けることはで障系)及び「陽管のストマが著した場合よ」「尿を発している。 「別のでは、「尿を受ける。」 「別のでは、「別のでは、「別のでは、「別のでは、「別のでは、「別のでは、「別のでは、「別のでは、「別のでは、」のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	害・直腸機能障害により「尿路変更のストマ(尿路 トマ(消化器系)」を造設している者で、いずれかい いびらん等によりストマ装具が装着できなくなっ +紙おむつ」「消化器系+紙おむつ」の組み合わ	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製、プラスチックフィルム製のもの。別表3に掲げる付属品を含めることができる。(基準額はストマ造設箇所1か所あたり、付属品を含む月額とする)*ただし、膀胱ろう・腎ろう造設者の場合は別表3に掲げる付属品のみを支給する。	
5-2	紙おむつ等	12,600	に該当し、紙おむつ 治療によって軽快の ん、ストマの変形の 先天性疾能等又は 肛に対する肛門形 脳原性運動機能 れをも満若しくはしに (②自力でで便座(原 は) (③自力による定時 (④介助による定時	害児者又は難病患者等であって、次のいずれかり等の用具類を必要とする者要件 り見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらためストマの装具を装着することができない者 建鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の高度の排便機能障害のあるもの、及び先天性鎖或術に起因する高度の排便機能障害のある者 書者(注2)であって、以下①~④の要件のいず便の意思表示が困難であることにけないこと 別排便補助具の使用を含む)に座ることができな 非泄をすることができないこと の支給を受けた者は、本種目の支給を受けるこ	紙おむつ, 尿取りパッド, おしりふき, おむつパッド, さらし, ガーゼ, 脱脂綿のうち必要なもの(基準額は月額とする)。	
5-3	洗腸装具	12,600	次に該当する者 障害種別 身体障害児者 ※「5-2 紙おむつ等ことはできない。	要件 手帳の障害種別が直腸機能障害で、洗腸排便 法を行っている者 「」の支給を受けた者は、本種目の支給を受ける	洗腸排便法を行う際に必要となる器具。	6ヶ月
5-4	収尿器	7,800	次のいずれかに該 障害種別 身体障害児者	当する者 要件 手帳の障害種別がぼうこう機能障害の者 手帳の障害種別が脊髄損傷等を原因とする体 幹機能障害又は下肢機能障害で、高度の排尿 機能障害のある者	尿を収集し、貯留するもの。 ※特定保険医療材料として医療費給付の対象のものを除く。	1年

第6類 居宅生活動作補助用具

障害児者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

	種目	基準額 (円)	※手帳を持たない難	対 象 者 病患者等(注1)は下記の状態と同等の者を対象とする	性能	耐用 年数
			次のいずれかに該	当する在宅の者		
			障害種別	要件		/
6-1	住宅改修費	209,500	身体障害児者	手帳の障害種別が下肢, 体幹機能障害(注3) で, 障害等級が4級以上の者 ただし, 洗浄機能付便座の取付工事費につい ては, 上肢機能障害2級以上の者	障害児者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ※別に細則を設ける	
						/

第7類 修理費

すでに支給された日常生活用具の故障・破損等に対して修理を行う

	種目	基準額 (円)	対象者・条件			
7-1	電動ベッド (修理)	10,500	本制度により対象種目の支給を受けた者であって、当該支給物品の修理の必要が認められる者。原則として			
7-2	体圧分散マット(修理)		入した製品に対し1回に限る。 修理の範囲は、支給時点の性能を回復する程度とし、性能の向上を伴う修理は認めない。 【修理】視覚障害用具の対象製品は以下のとおりとする。 「破死・担土権限機・大力では、大力をよってある。			
7-3	携帯用会話補助装置 (修理)	10,500	暗所視支援眼鏡・点字ディスプレイ・点字タイプライター・DAISY図書プレイヤー・視覚障害者用読書器。なお、点字ディスプレイの基準額は、100,000円とする。			
7-4	視覚障害用具 (修理)	50,000				

- (注) 1. 難病患者等とは、障害者総合支援法の対象となる疾病をいう。
 - 2. 脳原性運動機能障害とは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常をいう。 具体的には、脳性麻痺や乳幼児期以前に発症した脳症又は脳外傷、無酸素脳症等の後遺症による全身性障害を有する者である。
 - 3. 脳原性運動機能障害による上肢・移動機能障害は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
 - 4. 基準額は、消費税等を含む額とする。